

- 9 違反者に対する措置に関する事項
- (一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
- (二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。
- 10 施行の日 平成十五年九月一日

四十一 漁業権者の名称及び住所

- 藤坂漁業協同組合 十和田市大字藤島字川原田五七番地二
 奥入瀬漁業協同組合 十和田市東六番町三番三六号
 六戸町漁業協同組合 上北郡六戸町大字犬落瀬字明土三番地六
 十和田湖町漁業協同組合 上北郡十和田湖町大字奥瀬字中平六一番地二
- 2 認可年月日 平成十五年九月一日
- 3 漁業権の免許番号 内共第四十六号
- 4 遊漁についての制限の範囲

- (一) 漁具、漁法の制限
- 手釣、竿釣、たも網又は四ツ手網以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。
- まき餌を使用してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具、漁法	規 模
たも網	口径一メートル未満
四ツ手網	網目一・五センチメートル以上 口径一メートル未満、横一・五メートル未満
	網目一・五センチメートル以上

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
こい、うなぎ	一月一日から十二月三十一日まで
やまめ、いわな、にじます	四月一日から九月三十日まで
うぐい	三月一日から十月三十一日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
河口から上流一、〇〇〇メートル(開運橋までの区域) 立石発電所から上流一〇〇メートル、下流二〇〇メートルまでの区域	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい、うぐい、にじます、いわな、やまめ	一五センチメートル
うなぎ	三〇センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 藤坂漁業協同組合、奥入瀬漁業協同組合、六戸町漁業協同組合、十和田湖町漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法		期 間	遊 漁 料
	手釣、竿釣、たも網、四ツ手網	一年		
あゆ、こい、うぐい、やまめ、いわな、にじます、うなぎ	手釣、竿釣、たも網、四ツ手網	一年	一日	四〇〇円
				三〇〇円

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に一〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児、小学生については無料、中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(二) 納付の方法

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一〇〇〇円
		竿釣り	二〇〇〇円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	五〇〇円
		竿釣り	五〇〇円

(1) 藤坂漁業協同組合、奥入瀬漁業協同組合、六戸町漁業協同組合、十和田湖町漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ藤坂漁業協同組合事務所(十和田市大字藤島字川原田五七番地

(一)

奥入瀬漁業協同組合事務所(十和田市東六番町三番三六号)、六戸町漁業協同組合(上北郡六戸町大字犬落瀬字明土三番地六)又は十和田湖町漁業協同組合(上北郡十和田湖町大字奥瀬字中平六一番地二)に納付すること。ただし、当該遊漁をする場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、禁止区域において川底を撈はんしてはならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

四十二 1 漁業権者の名称及び住所

十和田湖町漁業協同組合 上北郡十和田湖町大字奥瀬字中平六一番地二

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第四十七号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
ひめます	五月一日から十二月三十一日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
蕨沼全域	九月一日から十月十日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ひめます	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 十和田湖町漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法		期 間		遊 漁 料
	手釣	竿釣	一日	一年	
ひめます					四〇〇円 三、〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじ	手釣り	一〇、〇〇〇円
	ます、ひめます(蕨沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(蕨沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	五、〇〇〇円
		竿釣り	

(二) 納付の方法

(1) 十和田湖町漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合
あらかじめ十和田湖町漁業協同組合事務所(上北郡十和田湖町大字奥瀬字中平六一番地二)に納付すること。ただし、当該遊漁をする場所においても

漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会（三戸郡三戸町大字八日町二七番地）

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を掲示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、沼底を攪はんしてはならない。

(三) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

四十三 1 漁業権者の名称及び住所

三戸漁業協同組合 三戸郡三戸町大字八日町四三番地

馬淵川漁業協同組合 三戸郡名川町大字平字広場二二番地

県南漁業協同組合 八戸市大字榊引字上川原一番地一

八戸馬淵川漁業協同組合 八戸市石堂一丁目四番一七号

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第四十八号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、持網又は投網以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおり

とする。

魚 種

期 間

あゆ

七月一日から十月三十一日まで

こい、うぐい

一月一日から十二月三十一日まで

やまめ、いわな、うなぎ

四月一日から九月三十日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種

全 長

こい、いわな、やまめ

一五センチメートル

うなぎ

三〇センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 三戸漁業協同組合、馬淵川漁業協同組合、県南漁業協同組合、八戸馬淵川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法		期 間	遊 漁 料
	手釣	竿釣		
こい、うぐい、 あゆ、やまめ、 いわな、うなぎ	手釣	竿釣	一日	四〇〇円
	持網	竿釣	一日	一、〇〇〇円
	投網		一年	五、〇〇〇円

ただし、未就学の幼児又は小学生については無料、中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にし ます、ひめます(鳶沼のみ)、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一〇〇〇円
		竿釣り	
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、 ひめます(鳶沼のみ)、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	
		竿釣り	五、〇〇〇円

ただし、南部町大字赤石と名川町大字高瀬の境界線から岩手県境界線までの区域を除く。

(二) 納付の方法

(1) 三戸漁業協同組合、馬淵川漁業協同組合、県南漁業協同組合、八戸馬淵川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ三戸漁業協同組合事務所(三戸郡三戸町大字八日町四三番地)、

県南漁業協同組合事務所（八戸市大字櫛引字上川原一番地一）、まべち釣具店（八戸市下長八丁目二番三八号）、テルイスボーツ（三戸郡三戸町大字川守田字沖中六番地四）、モリシンホームプラザ2号店（三戸郡田子町大字田子字天神堂向四一番地二三）、ワイズ八戸店（八戸市小中野四丁目一番四七号）、かんぶんホームセンター（三戸郡南部町大字大向字後構二〇番地三）又は平山商店（三戸郡田子町大字原字道ノ下三八番地）に納付すること。ただし、手釣、竿釣によって遊漁の場合には、当該遊漁をする場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会（三戸郡三戸町大字八日町二七番地）

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を掲示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

- (一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
- (二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

四十四 1 漁業権者の名称及び住所

新井田川漁業協同組合 八戸市大字十日市字赤御堂一八番地三
島守漁業協同組合 三戸郡南郷村大字島守字山田六番地一

- 2 認可年月日 平成十五年九月一日
- 3 漁業権の免許番号 内共第四十九号
- 4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限
手釣、竿釣、たも網又は徒手採捕以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具、漁法	規 模
たも網	網の口径最長部一メートル未満
	網目一・六五センチメートル以上

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から十月三十一日まで
こい、うぐい、ふな	一月一日から十二月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
長館橋下流端から上流三〇〇メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
世増ダム堰堤上、下流二〇〇メートルの区域	

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	二〇センチメートル
ふな、うぐい、あゆ、いわな、やまめ	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 新井田川漁業協同組合、島守漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期間	遊 漁 料

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、禁止区域の川底を撓はんしてはならない。
- (四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (二) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (三) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し

て遊漁する場合
遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会（三戸郡三戸町大字八日町二七番地）

(二) 納付の方法

- (1) 新井田川漁業協同組合、島守漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用し

て遊漁する場合

あらかじめ新井田川漁業協同組合事務所（八戸市大字十日市字赤御堂一八番地三）又は

島守漁業協同組合事務所（三戸郡南郷村大字島守字山田六番地一）に納付すること。ただし、手釣、竿釣、徒手採捕によつて遊漁の場合には、当該遊漁

をする場所においても漁場監視員に納付することができる。

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し

て遊漁する場合

魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（鳶沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます（鳶沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り

- (2) 中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。
- 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し

こい、うぐい、あゆ、やまめ、いわな、ふな	手釣、竿釣、たも網、徒手採捕	一日 一年	400円 3,000円
----------------------	----------------	----------	----------------

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小

中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し

て遊漁する場合

10 施行の日 平成十五年九月一日

- (一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。
- 9 違反者に対する措置に関する事項
 - (一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
 - (二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(1)の遊漁料を徴収する。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭